平成２６年（フ）第４４４０号
大阪府守口市竜田通２丁目２番５―504号、開始決定時大阪府守口市南寺方東通３丁目５番13号
破産者　大新産業こと　**藪**　　敏明
1　決定年月日　平成27年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５２９号
大阪市浪速区日本橋東３丁目６番19号　シティコート日本橋２Ｂ号、前住所大阪市平野区喜連２丁目５番６―301号
破産者　源田内装ことインテリアマサミこと　源田　　誠
1　決定年月日　平成27年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５３２号
大阪市福島区福島３丁目６番９―301号
破産者　園田久美子
1　決定年月日　平成27年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５８２号
大阪府枚方市高塚町９番14号
破産者　イルチブレインヨガ寝屋川スタジオこと　三宅壽栄子
1　決定年月日　平成27年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６０６号
大阪市東成区東中本３丁目１番30号　シティオブリバプール602号、前住所大阪市城東区東中浜８丁目６番22号
破産者　齊藤　和成
1　決定年月日　平成27年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７７３号
兵庫県西宮市高須町１丁目４番１―402号
破産者　山ノ井謙二
1　決定年月日　平成27年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７９１号
岡山県備前市日生町日生246―114　ロイヤルシティー日生201号、住民票上の住所大阪市東淀川区大桐３丁目５番５号　シュロス野口Ⅱ308号
破産者　那須由希子（旧姓岡﨑）
1　決定年月日　平成27年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４０号
大阪府河内長野市栄町24―53　坪佐ハイツ202、開始時住所大阪府大阪狭山市茱萸木３丁目242番地の１
破産者　溝端　雅彦
1　決定年月日　平成27年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第８０７号
大阪府松原市天美南３丁目14番14―206号、前住所大阪市東成区大今里南６丁目25番６号
破産者　浦　　二子
1　決定年月日　平成27年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１３０号
徳島市末広４丁目９番42―４号、旧住所徳島市住吉３丁目１番７―203号
破産者　伊藤　信幸
1　決定年月日　平成27年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３１号
福岡県飯塚市横田860番地１　プチハウスエイト102号
破産者　安部　正美
1　決定年月日　平成27年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第１７５号
沖縄県中頭郡読谷村字渡慶次31番地
破産者　新垣　　保
1　決定年月日　平成27年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第１００号
北海道小樽市若竹町10番４号キャナル若竹103、前住所北海道小樽市桜１丁目27番47号
破産者　塩原フミ子
1　決定年月日　平成27年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第２１０号
青森市大字荒川字筒井９番地２
破産者　葛西　麻紀
1　決定年月日　平成27年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２１７号
盛岡市桜台３丁目３番16号
破産者　中里　治人
1　決定年月日　平成27年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２２１号
埼玉県羽生市大字藤井上組1242番地30
破産者　西口　重男
1　決定年月日　平成27年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１６８号
富山市桜谷みどり町１丁目65番地
破産者　米田　　朗
1　決定年月日　平成27年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２７３号
高知市高見町350番地３　弘嶋アパート１Ｆ
破産者　刈谷　順一
1　決定年月日　平成27年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第５６１号
北九州市八幡東区東山１丁目６番43―602号
破産者　藤田　賢吾
1　決定年月日　平成27年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部